

講師等の勤務条件について

(R6. 12. 1現在)

区 分	常勤講師 (臨時的任用職員・任期付職員)	非常勤講師 (会計年度任用職員)
任用の区分	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時的任用職員 ・欠員代替 ・休職代替 ・年度中途退職代替 ・その他(傷病職免代替等) ○任期付職員(1年以上の休業請求) ・産休代替 ・育休代替 ・配偶者同行休業代替 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの未来応援 ・不登校対応 ・日本語指導 ・発達障害対応 ・生徒指導 ・休職代替 ・居場所づくり支援 ・その他(小学校英語充実等) ・専科指導 ・少人数指導 ・進路指導 ・傷病職免代替
勤 務 条 件	<p>給料・報酬</p> <p>小・中学校 教育職(4)2級19号給～ 244,900円(大卒)～ 特別支援学校 教育職(2)2級19号給～ 244,900円(大卒)～ 幼稚園 教育職(3)2級23号級～ 242,500円(大卒)～ 高等学校 教育職(2)2級19号級～ 244,900円(大卒)</p>	<p>1勤務時間</p> <p>小・中学校 2,878円(2,839円) 特別支援学校 2,893円(2,829円) 幼稚園 1,919円(1,880円) 高等学校(全日制・昼間定時制) 2,879円(2,827円) 高等学校(夜間定時制) 3,001円(2,963円) ※括弧内は短大卒1年目の額 高等学校実習助手 1,965円(1,925円) ※括弧内は高校卒1年目の額</p>
昇 給	有(任期付職員)	—
諸 手 当	<p>正規教員に準ずる (通勤手当、住居手当、扶養手当、 期末・勤勉手当等)</p>	<p>(通勤費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回の通勤に要する運賃等の相当額(最も低廉となるものの額) ※交通用具を使用し通勤する者には使用距離に応じた額を支給 <p>(期末・勤勉手当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の3点を満たす場合に支給 ①基準日(6/1、12/1)に在職または基準日前1月以内に退職 ②基準日に年度内の任用期間が6月以上 ③週の勤務時間が、1週間につき15時間30分以上
退 職 手 当	有(6月以上の在職期間がある者)	—
勤 務 時 間 等	<p>1日の勤務時間 7時間45分 8時15分～16時45分 (休憩時間45分) 週38時間45分 (正規教員と同様)</p>	<p>週29時間以内(任用により異なる)</p>

年次休暇等	<ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給） 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・年次休暇 任用期間に応じて付与 ・その他休暇 臨時休暇（夏季休暇）（有給） 任用期間に応じて付与 公民権行使職免（有給） 裁判員等職免（有給） 傷病職免（有給） 等
社会保険等	公立学校共済組合（臨時的任用職員のみ長期は厚生年金保険）に加入、任用期間31日以上の者は雇用保険に加入（退職手当の支給対象となる者は非加入）	原則、2月超、週20時間以上の任用の場合、公立学校共済組合、厚生年金保険に加入 週20時間以上勤務しかつ31日以上の任用の場合、雇用保険に加入
公務災害補償	「地方公務員災害補償法」を適用	「労働者災害補償保険法」を適用